

武蔵野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
目次	目次	
	<u>第5章 雑則（第32条）</u>	目次の章の追加
（基本方針等）	（基本方針等）	
第2条（略）	第2条（略）	
2から4まで（略）	2から4まで（略）	
	<u>5 指定居宅介護支援事業者</u>	項の追加
	<u>は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>	
	<u>6 指定居宅介護支援事業者</u>	項の追加
	<u>は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>	
<u>5</u> （略）	<u>7</u> （略）	項の繰下げ
（管理者）	（管理者）	
第4条（略）	第4条（略）	

<p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（付則第2項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項及び付則第2項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>ただし書の追加</p> <p>字句の追加</p>
--	--	--

<p>3 から 8 まで (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用</p>	<p>下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 から 8 まで (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以</p>	<p>字句の追加</p>
---	--	--------------

者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)から(20)まで (略)

下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)から(20)まで (略)

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス

号の追加

<p>(21)から(30)まで</p> <p>(運営規程)</p> <p>第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>	<p><u>等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合並びに訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。</u></p> <p>(22)から(31)まで</p> <p>(運営規程)</p> <p>第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 虐待の防止のための措置</p>	<p>号の繰下げ</p> <p>号の追加</p>
--	--	--------------------------

<p>(6) (略)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>に関する事項</p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者</u> <u>は、適切な指定居宅介護支援</u> <u>の提供を確保する観点から、</u> <u>職場において行われる性的な</u> <u>言動又は優越的な関係を背景</u> <u>とした言動であって業務上必</u> <u>要かつ相当な範囲を超えたも</u> <u>のにより介護支援専門員の就</u> <u>業環境が害されることを防止</u> <u>するための方針の明確化等の</u> <u>必要な措置を講じなければな</u> <u>らない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第20条の2 指定居宅介護支援</u> <u>事業者は、感染症や非常災害</u> <u>の発生時において、利用者に</u> <u>対する指定居宅介護支援の提</u> <u>供を継続的に実施するため</u> <u>の、及び非常時の体制で早期</u> <u>の業務再開を図るための計画</u> <u>(以下「業務継続計画」とい</u> <u>う。)</u>を策定し、当該業務継 <u>続計画に従い必要な措置を講</u> <u>じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者</u> <u>は、介護支援専門員に対し、</u> <u>業務継続計画について周知す</u> <u>るとともに、必要な研修及び</u> <u>訓練を定期的実施しなけれ</u></p>	<p>号の繰下げ</p> <p>項の追加</p> <p>条の追加</p>
---	---	--------------------------------------

ばならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

条の追加

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲 示)

第 23 条 (略)

(掲 示)

第 23 条 (略)

2 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者
は、前項に規定する事項を記
載した書面を当該指定居宅介
護支援事業所に備え付け、か
つ、これをいつでも関係者に
自由に閲覧させることによ
り、同項の規定による掲示に
代えることができる。

項の追加

(虐 待 の 防 止)

条の追加

第 28 条 の 2 指 定 居 宅 介 護 支 援
事 業 者 は、虐 待 の 発 生 又 は そ
の 再 発 を 防 止 す る た め、次 に
掲 げ る 措 置 を 講 じ な け れ ば な
ら ない。

(1) 当 該 指 定 居 宅 介 護 支 援 事
業 所 に お け る 虐 待 の 防 止 の
た め の 対 策 を 検 討 す る 委 員
会 (テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活
用 し て 行 う こ と が で き る も
の と す る 。) を 定 期 的 に 開
催 す る と と も に、そ の 結 果
に つ い て、介 護 支 援 専 門 員
に 周 知 徹 底 を 図 る こ と。

(2) 当 該 指 定 居 宅 介 護 支 援 事
業 所 に お け る 虐 待 の 防 止 の
た め の 指 針 を 整 備 す る こ
と。

(3) 当 該 指 定 居 宅 介 護 支 援 事
業 所 に お い て、介 護 支 援 専
門 員 に 対 し、虐 待 の 防 止 の
た め の 研 修 を 定 期 的 に 実 施
す る こ と。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第32条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供にあたる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に

章の追加

<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日</u>以後における前項の規定の適用については、同項中「第4条第2項」とあるのは「<u>令和3年3月31日</u>までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第4条第1項に規定する管理者（以下この項において「<u>管理者</u>」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第4</p>	<p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
---	---	--------------------------

あたる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

	<p>条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</p>	
--	---	--

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に1号を加える改正（第21号に係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の武蔵野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第19条（新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「事業の運営」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の運営」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第6号に掲げる事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）等の改正に伴い、所要の改正をするものである。